

山中湖村「まちづくり」事業選考審査要領

1. (趣旨)

この要領は、山中湖村「まちづくり」事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という）に基づいて申請のあった補助対象事業の選考に関し、補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2. (山中湖村「まちづくり」事業選考審査会の設置)

補助対象事業の選考を行なうために、山中湖村「まちづくり」事業選考審査会（以下「選考審査会」という）を置く。

- (1) 選考審査会は村長が任命する 12 名以内の審査員によって組織する。
- (2) 審査会には、村長が指名した会長を置き、会長は、必要に応じて審査員を招集し、会議を開催することができる。
- (3) 選考審査会の事務局は、総合政策課に置く。

3. (選考方法及び内容)

補助対象事業の選考は、第 1 次審査及び第 2 次審査で判定するものとする。

第 1 次審査は、書類審査とし、以下の項目の評価・判定を行う。

- (1) 事業の的確性…… 補助金交付要綱に掲げる趣旨に適合しているか
- (2) 事業の公益性…… 多くの村民や地域社会の為の利益が見込まれ、村の活性化に繋がる事業であるか
- (3) 実現性・発展性…… 実施主体及び計画が実施可能な内容であり、活動の発展性・波及効果が見込まれるか
- (4) 収支の妥当性…… 事業に係る経費などが適切に見積られ、小さな予算で大きな効果が得られるよう考えられているか

2 第 2 次審査は、第 1 次審査を通過した事業で、選考審査会においてプレゼンテーション及び質疑応答を行い、第 1 次審査項目のほか以下の項目の評価・判定を行う。

- (1) 意欲及び熱意…… 「まちづくり」の主体として自ら実践する熱意を有しているか
- (2) 創造性・自立性…… 独創性があり創意工夫を有し、事業継続に自助努力がうかがわれるか

3 補助対象事業のうち、継続事業で同一内容の事業については概ね 3 年以内と

し、この判定に当たっては、成果、発展性を重視し自立を促す。

4. (失格の規定)

事業者は、申請した補助事業が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 補助金交付要綱及び本要領に違反すると認められる場合
- (4) 第2次審査会に出席できなかった場合

5. (その他)

この要領に定めるもののほか、必要な事項は選考審査会が別に定める。

附則

この要領は平成27年6月1日から施行する

附則 (改正)

この要領は平成27年6月1日から施行する

附則 (改正)

この要領は平成30年4月1日から施行する

附則 (改正)

この要領は平成31年4月1日から施行する